

## 1. はじめに

### 1-1. 前橋市水道ビジョン改訂の目的

本市の水道事業は、昭和 2 年に旧利根川の河床である敷島公園内に水源を求めて着工し、昭和 4 年に給水を開始しました。その後、相次ぐ町村合併により、市域の拡大や急激な人口の増加に対応して、七次にわたる拡張事業を実施してきました。

さらに、平成 16 年に大胡町、宮城村、粕川村と、平成 21 年には富士見村と合併し、水道事業を引継ぎました。現在、旧町村地区の均衡ある施設整備を図るため、「新市建設計画」及び「新市基本計画」に基づき事業を進めるほか、災害に強く安全で安定性の高い水道施設の構築を目標として、整備した水道施設の維持管理に重点をおいて計画的に事業を進めています。また、水道水の安定供給に向けて、常に水道事業の効率化を図り、業務の民間委託などによる経費の削減や施設の有効活用を行うなど、これまで健全な事業運営に努めてきました。

しかし、人口の減少や節水機器の普及などに伴い水道使用量は減少しており、加えて人口急増期に建設した水道施設が次々に更新の時期を迎え、今後の財政運営はより一段と厳しいものになっていくと思われます。将来にわたり持続可能な水道事業を運営していくためには、ダウンサイジングを意識した適正規模での施設更新計画の策定、アセットマネジメントによる更新費用の平準化、更新事業に必要な料金収入の確保など、課題が山積しています。

一方、厚生労働省は、平成 25 年 3 月に「新水道ビジョン」を策定・公表しました。この「新水道ビジョン」は平成 16 年 6 月の「水道ビジョン」策定から約 10 年が経過し、日本の総人口の減少や東日本大震災の経験、水道施設の老朽化など、水道事業を取り巻く環境が大きく変化していることから、50 年、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後、当面の間に取り組むべき事項、方策を提示しているものです。また、厚生労働省は、全国の水道事業者に対して「新水道ビジョン」の考え方を、事業者が策定したビジョンに反映させるよう求めています。

本市では、平成 19 年 3 月に「前橋市地域水道ビジョン」を策定し施策を推進していますが、策定後 8 年が経過し、本市水道事業を取り巻く環境も大きく変化していることから、ビジョン策定後に合併した富士見地区も含め、市域全体の課題を確認するとともに、これからも変わらず安全で安心した水道事業を維持しレベルアップしていくために、「新水道ビジョン」の基本理念を踏まえて「前橋市地域水道ビジョン」を新たに「前橋市水道ビジョン」として改訂しました。

## 1-2. 前橋市水道ビジョンの位置付けと計画期間

### 1-2-1. 計画の位置付け

本市では、平成21年4月に群馬県初となる中核市への移行を果たし、平成25年度を初年度とする「第六次前橋市総合計画」（平成25年3月改訂）によるまちづくりに取り組んでいます。

「新水道ビジョン」では、水道水の安全確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」と表現し、3つの観点から水道の理想像を具体的に示し、これらを具現化するために取り組むこととしています。

「前橋市水道ビジョン」は、「第六次前橋市総合計画」や平成25年3月に公表された厚生労働省の「新水道ビジョン」に示される内容と整合を図りながら、「水道事業ビジョン作成の手引き」の記載内容に基づいて、本市水道事業が抱える様々な課題を解決するためのマスタープランと位置付けます。

計画期間は、平成27年度から平成41年度までの15年間とします。また、個々の事業の実施にあたっては、5年ごとに実績評価を踏まえた計画の見直しや財政的な検討を行い、詳細な計画の立案に基づく効果的で着実な進行管理に努めます。

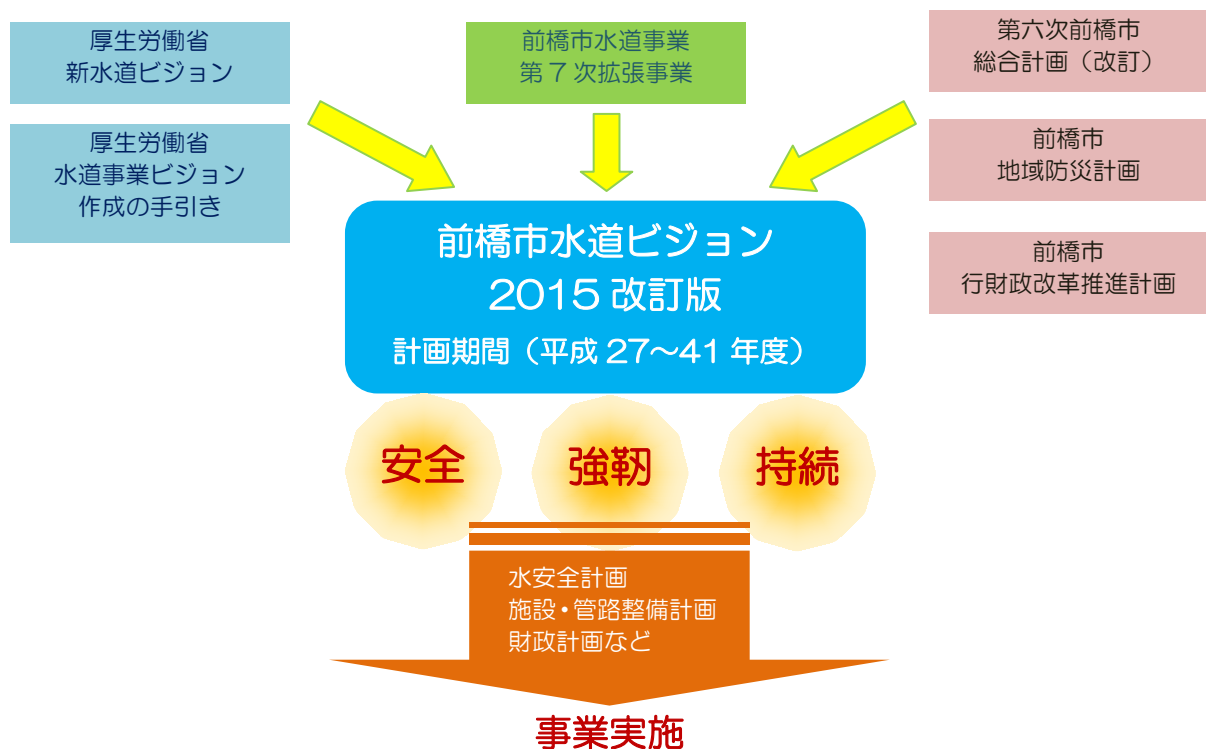


図 1-1 計画の位置付け